

2026年3月31日

院内製剤に関する情報公開について

【院内製剤について】

院内製剤は、多様でかつ個別の医療ニーズに応えるべく、病院薬剤師により調製され、高度・複雑化する医療に貢献してきました。院内製剤は日本病院薬剤師会により発出された「院内製剤の調製および使用に関する指針」を遵守して調整していますが、一部を除き医薬品として認可されたものではなく、他に有効な薬や治療法がない場合に限り、医師の管理下で慎重に使用する必要があります。その使用方法は添付文書で定められたものとは異なるため未承認薬、適応外使用医薬品の扱いとなります。

当院においても、院内製剤を調製しており、院内の薬事審議会で承認を得て使用しています。そして、これらの治療方法は、安全性が高いとされていること、必要時に速やかに使用する必要があることなどから、各患者さんにご説明して同意をいただく代わりに、病院ホームページにて情報を公開することとしております。

【院内製剤一覧】

	製剤名	使用目的
1	硝酸銀液 20%	肉芽焼灼

以上